



弁護士
江藤 寿美怜
(えとう・すみれ)

〈出身大学〉
早稲田大学法学部
早稲田大学大学院法務研究科

〈経歴〉
2014年12月 最高裁判所
法研修所修了(67期)
2015年1月 東京弁護士会登録
2016年7月 弁護士法人中央
総合法律事務所入所(東京事
務所)

〈取扱業務〉
企業法務、訴訟争訟、家事事件、
刑事事件

不正競争防止法における「営業秘密」の三要件について

弁護士 江藤 寿美怜

1 はじめに

2021年6月28日、警視庁は、回転寿司チェーンの大手である「かっぱ寿司」を運営するカッパ・クリエイト株式会社(以下「カッパ・クリエイト社」といいます。)の本社を家宅捜索しました。これは、同社の社長が、競合する寿司チェーン「はま寿司」の営業秘密を不正に入手していたとして、株式会社はま寿司(以下「はま寿司社」といいます。)から、不正競争防止法違反の疑いで刑事告訴されたことによるものです。当該社長は、元々はま寿司社の親会社である株式会社ゼンショーホールディングスの社員であり、はま寿司社の取締役を務めた後、他の飲食店運営会社の役員を経て、2020年11月からカッパ・クリエイト社の顧問となっていました。カッパ・クリエイト社顧問就任直後の2020年11月から12月中旬にかけ、はま寿司社の元同僚より、はま寿司社内で共有されていた日次売上げデータ等を数回にわたり、個人的に送付を受けていた疑いがもたれています²。

報道によると、当該社長は当該データを受領していることは認めているとのことですから、この事件の争点は、当該データが「営業秘密」に該当するかという点になります。そこで本稿では、不正競争防止法における「営業秘密」の考え方について、ご説明したいと思います。

2 営業秘密該当性の判断基準

(1) 不正競争防止法とは

不正競争防止法は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として定められた法律です(第1条)。同法違反に対しては、民事的には差止請求や損害賠償請求ができるほか、刑事罰も定められており、違反者個人に対しては最高で10年以下の懲役または3000万円以下の罰金が科される可能性があるとともに(21条3項)、違反者が属する法人等に対しても最高で10億円の罰金が科される可能性があります(22条1項1号)。

(2) 「営業秘密」の三要件について

ア 三要件とは

不正競争防止法では、企業の「営業秘密」(2条6項)を不正に取得したり使用したりすることを禁止しています。そのため本件のケースでは、カッパ・クリエイト社の社長が送付を受けた情報が、「営業秘密」に該当するかが問題となります。

「営業秘密」について、不正競争防止法は「秘密として管理されている生産方法、販売

方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないものをいう。」と定めています(2条6項)。そのため、流出した情報が営業秘密に該当するためには、①秘密として管理されていること(秘密管理性)、②事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること(有用性)、③公然と知られていないこと(非公知性)の三要件を満たす必要があります。

イ ①秘密管理性

秘密管理性が認められるためには、情報を保有者が当該情報を秘密であると単に認識しているだけでは十分ではなく、保有者の秘密管理意思(特定の情報を秘密として管理しようとする意思)が、保有者が実施する具体的状況に応じた経済合理的秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、当該秘密管理意思に対する従業員等の認識可能性が確保される必要があります³。これは、何が営業秘密なのか、従業員等にとって明らかである必要があるためです。

どの程度の秘密管理措置が必要になるかについては、過去の裁判例において、当該情報の性質、保有形態、情報を保有する企業等の規模等の諸般の事情を総合考慮し、合理性のある秘密管理措置が実施されていたか否かという観点から判断を行っているものと考えられます⁴。秘密管理措置の具体例として、経済産業省が、事業者が保有する情報が営業秘密として差止請求等の対象となるための最低限の水準となる対策を示している「営業秘密管理指針」⁵には、以下のような措置が挙げられています。

- 紙媒体の場合
 - ・ ファイルの利用等により一般情報から区分する
 - ・ 文書に「マル秘」等、秘密であることを表示する
 - ・ 施錠可能なキャビネットや金庫等に保管する
- 電子媒体の場合
 - ・ 記録媒体に「マル秘」等と表示する
 - ・ 電子ファイル名・フォルダ名へのマル秘と付記する
 - ・ 電子ファイルのヘッダー部分等にマル秘と付記する
 - ・ 電子ファイルそのもの又は当該電子ファイルを保存しているフォルダの閲覧にパスワードを設定する
- 物件に営業秘密が化体している場合(新製品の試作品等)
 - ・ 扉に「関係者以外立入禁止」の張り

紙を貼る

- ・ 警備員の配置や入館 IDカードが必要なゲートを設置する等して、工場内への部外者の立ち入りを制限する
- ・ 写真撮影禁止の貼り紙をする
- ・ 営業秘密に該当する物件を営業秘密リストとして列挙し、当該リストを営業秘密物件に接触しうる従業員内で閲覧・共有化する
- 媒体が利用されない場合(従業員が体得したノウハウ等)
 - ・ 営業秘密のカテゴリーをリストにする
 - ・ 営業秘密を具体的に文書等に記載する

ウ ②有用性

「有用」とは、財やサービスの生産、販売、研究開発に役立つ等、事業活動にとって有用であることを意味し⁶、有用性の有無は客観的に判断されます。有用性が認められる情報としては、例えば商品の設計図、販売マニュアル、実験データ等が考えられます。

有用性の要件は、公序良俗に反する内容の情報(脱税や有害物質の垂れ流し等の反社会的な情報)等、秘密として法律上保護されることに正当な利益が乏しい情報を営業秘密の範囲から除外⁷したうえで、広い意味で商業的価値が認められる情報を保護することに主眼があることから、秘密管理性、非公知性要件を満たす情報は、有用性が認められることが通常であり、また、現に事業活動に使用・利用されていることを要するものではありません。

さらに、直接ビジネスに活用されている情報に限らず、間接的な(潜在的な)価値がある場合(例えば、過去に失敗した研究データ(当該情報を利用して研究開発費用を節約できる)や、製品の欠陥情報(欠陥製を検知するための精度の高いAI技術を利用したソフトウェアの開発には重要な情報)等のいわゆるネガティブ・インフォメーションにも、有用性は認められると解されています⁸。

エ ③非公知性

「公然と知られていない」状態とは、当該営業秘密が一般的に知られた状態になっていない状態、又は容易に知ることができない状態をいい、具体的には、当該情報が合理的な努力の範囲内で入手可能な刊行物に記載されていない、公開情報や一般に入手可能な商品等から容易に推測・分析されない等、保有者の管理下以外では一般的に入手できない状態をいいます⁹。例えば、退職した従業員が持ち出した顧客名簿の営業秘密該当性が問題となった事案において、裁判所は、当該顧客名簿に記載されている医療機関や薬局等の名称、住所・所在地、電話番号、ファックス番号等の情報のほとんどがインターネット上にある情報であることを理由に、非行知性を否定しました¹⁰。

当該要件については、既に市場に出回った製品のリバースエンジニアリングによって得られた情報に非公知性が認められるかが争点となることが多く、裁判所の判断も分かれているところです。

3 最後に

営業秘密は、企業の競争力の源として重要なものであることは言うまでもありませんが、「情報」の利用方法が多様化したことにより、その資産価値が高まっている現代では、その重要さは増えています。

その一方で、(元)従業員等が営業秘密を流出させる事件も頻発しています。上記事件のほかにも、直近では、携帯電話大手ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク社」といいます。)の技術職であった元社員が、競合である楽天モバイル株式会社(以下「楽天モバイル社」といいます。)に転職した際、ソフトバンク社の4Gおよび5Gネットワーク用の基地局設備や、基地局同士や基地局と交換機を結ぶ固定通信網に関する技術情報である営業秘密を不正に持ち出したとして、令和3年1月に不正競争防止法違反の疑いで逮捕された事件がありました¹¹。当該事件では、その後ソフトバンク社が、当該元従業員と楽天モバイル社に対し、同社員が当社を退職時にソフトバンク社から持ち出した営業秘密の利用停止および廃棄等、ならびに約1000億円の損害賠償請求権の一部として10億円の支払い等を求める民事訴訟を東京地方裁判所へ提起したと発表しており¹²、その請求額の大きさから、持ち出された情報の価値の高さを伺い知ることができます。

貴社にとって重要な情報の不正な持ち出しを防ぐためにも、そして万が一持ち出しが発生した場合に、速やかに民事上・刑事上の措置をとることができる体制を整えるためにも、今回のカッパ・クリエイイト社の事件を機に、貴社にとって大切な情報が「営業秘密」として管理されているか、一度ご確認いただければ幸いです。

- 1 2020年12月21日付カッパ・クリエイイト社IRリリース「代表取締役の移動に関するお知らせ」(http://www.kappa-create.co.jp/blog/wp-content/uploads/2020/12/%E4%BB%A3%E8%A1%A8%E5%8F%96%E7%B7%A0%E5%BD%B9%E3%81%AE%E7%95%B0%E5%8B%95%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%81%8A%E7%9F%A5%E3%82%89%E3%81%9B_20201221.pdf)
- 2 2021年7月5日付カッパ・クリエイイト社IRリリース「当社役員に対する競合会社からの告訴について」(http://www.kappa-create.co.jp/blog/wp-content/uploads/2021/07/%E5%BD%93%E7%A4%BE%E5%BD%B9%E5%93%A1%E3%81%AB%E5%AF%BE%E3%81%99%E3%82%8B%E7%AB%B6%E5%90%88%E4%BC%9A%E7%A4%BE%E3%81%8B%E3%82%89%E3%81%AE%E5%91%8A%E8%A8%B4%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6_20210705.pdf)
- 3 経済産業省知的財産政策室編著「逐条解説 不正競争防止法(第2版)」41頁(商事法務、2016)
- 4 経済産業省知的財産政策室編著・前掲注3に同じ
- 5 <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31ts.pdf>
- 6 東京地判平成14.2.14(公共土木工事単価情報事件)
- 7 前掲6に同じ
- 8 経済産業省「営業秘密管理指針」(平成15年1月30日、最終改訂平成31年1月23日)
- 9 前掲8に同じ
- 10 大阪地判平成27年11月26日(医薬品卸売業者顧客名簿事件)
- 11 2021年1月12日付ソフトバンク社プレスリリース「楽天モバイルへ転職した元社員の逮捕について」(https://www.softbank.jp/corp/news/press/sbkk/2021/20210112_01/)
- 12 令和3年5月6日付ソフトバンク社プレスリリース「楽天モバイルと楽天モバイル元社員に対する訴訟を提起 1,000億円規模の損害賠償請求権を主張」(https://www.softbank.jp/corp/news/press/sbkk/2021/20210506_01/)